

第 4 期山形県ニホンザル管理計画（案）の概要について

1 計画策定の目的

県内に生息するニホンザルについて、鳥獣保護管理法*1に基づき、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な水準に減少させるとともに、その行動域を適正な範囲に抑制し、地域全体で農業被害の軽減及び人身被害の防止を図ることを目的とする。

* 1：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

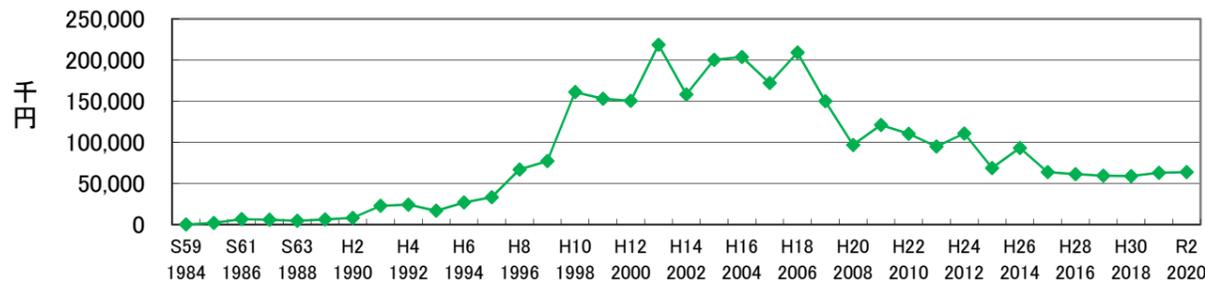
2 計画の期間

令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 ニホンザルに関する現状

- 本県において、ニホンザルは県全域に分布、概ね 100 群前後の群れが確認されており、群れに加わらない個体を含め、概ね 4,000 頭前後（3,000 頭から 5,000 頭程度）と推定されている。
- ニホンザルによる農作物被害は果樹を中心に多く、平成 10(1998)年には被害額が 1 億円を超え、平成 18(2006)年までは 2 億円前後の高い被害額で推移し、その後、減少傾向にあるものの、令和 2 (2020) 年度は約 6 千 4 百万円と依然被害は少なくない状況にある。

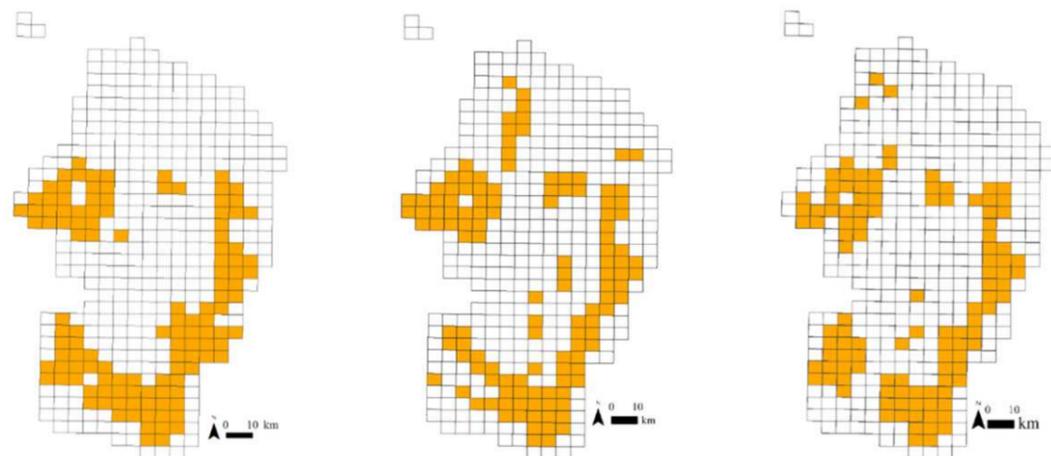
山形県におけるニホンザルによる農作物被害金額の推移



- 県の東部の群れに変化は少ないが、平成 30(2018)年以降は庄内北部及び西置賜北部等で新たに確認されるようになった。

山形県におけるニホンザルの群れ及びハナレザルの分布の比較

〈平成29(2018)年度〉 ⇒ 〈平成30(2019)年度〉 ⇒ 〈令和2(2020)年度〉



4 管理の目標と具体的な管理方式

(1) 基本目標

本県において、ニホンザルが農地や集落など人の生活領域に接近、侵入することを防止し、被害を発生させる状況を可能な限り減らしていくとともに、捕獲等の実施により、被害を加える群れ又は個体の数を中長期的に減少させ、人とニホンザルとの共存を図ることを基本目標とする。

(2) 計画の内容

◆具体的な管理の進め方

①被害防除対策の徹底

- ・ 電気柵など侵入防止柵の設置と維持管理の徹底

②生息環境管理の普及・徹底

- ・ 集落周辺の除草や廃果の除去、緩衝林帯の整備等

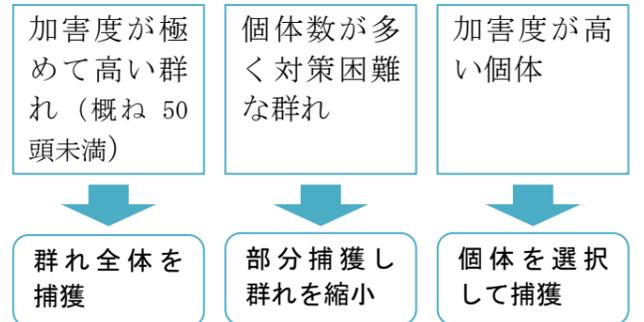
③組織的な追払いによる棲分けの推進

- ・ 可能な限り地域ぐるみで連携し、農地や集落から繰り返し追い払う

④群れの状況に応じた個体数調整等の推進

- ・ 市町村実施計画による個体数調整等
⇒ 最長 1 年の捕獲許可

群れの加害レベルに応じた捕獲の実施



※特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度、環境省作成）を参考に作成。

◆具体的な目標

1) 農業被害額等の低減【新規設定】

- ・ 総合的な対策の実施により、農業被害の軽減及び人身被害の防止を図る。

地域	現状	目標 R7(2025) 年度
村山地域	33,527 千円	25,100 千円 (25%減)
最上地域	66 千円	50 千円 (25%減)
置賜地域	16,777 千円	12,600 千円 (25%減)
庄内地域	10,815 千円	8,100 千円 (25%減)
合計	61,184 千円	45,850 千円 (25%減)

2) 被害地区における対策の実施

- ・ ニホンザルにより農作物被害、林産物被害又は生活被害のいずれかの被害が発生している 21 市町村 159 地区において、被害防除対策等を実施し、被害を軽減させる

具体的な管理の進め方	実施数 (R3(2021) 年度)	目標数 (R8(2026) 年度)
①被害防除対策（電気柵等侵入防止柵の設置・管理）	105 地区 (66%)	127 地区 (80%)
②生息環境管理（刈払い、緩衝林整備、伐採の実施）	47 地区 (29%)	80 地区 (50%)
③追払い等（追払い、電波発信機による調査、その他）	139 地区 (87%)	151 地区 (95%)

3) 加害する群れの管理

具体的な管理の進め方	目標
④群れの状況に応じた個体数調整等の推進	個体数調整及び有害捕獲等により、これ以上の加害群の増加を防ぐこととする。